

この子は 助かりました。

でも、
動物虐待の悲劇は
今も繰り返されています。



社会の意識を変えることが、動物を守るための第一歩です。

そして、動物たちの未来を変えるのは、私たちです。

1.
動物虐待の厳罰化を

2.
命を守る緊急保護

3.
虐待者に命を戻さない

動物虐待罪の厳罰化を求める請願署名にご協力ください。
あなたの一筆が、法律を変え、動物たちの命を守ります。



救っても、救っても、終わらない悲劇

劣悪な飼育環境、多頭飼育崩壊、ネグレクト、暴力による虐待一。

こうした問題により、動物たちを救い出しても、また新たな悲劇が繰り返され、今日もどこかで生き地獄のような環境に置かれ、苦しみながら尊い命が失われています。

私たちの声で動物たちを守ろう

目の前の1匹を救うことが重要であることは言うまでもありませんが、問題の原因一つひとつに向き合い、動物が守られる制度を作っていかなくては、同じ悲劇は繰り返されてしまいます。

1. 動物虐待の厳罰化を

現在、動物愛護管理法第44条2項では、動物への虐待行為に「1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金」が科されています。しかし、ネグレクトは長期間にわたり動物を苦しめる虐待行為です。ある多頭飼育崩壊の現場では、排せつ物がドアの開閉を妨げるほど堆積し、約100匹の死骸が放置され、それを食べている犬もいたという壮絶な状況でした。

私たちはこのような動物虐待に対し、少なくとも「3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金」への引き上げを求めています。

2. 命を守る緊急保護

劣悪な環境から動物を一刻も早く保護することは、命を守るために欠かせません。しかし、現在は「緊急一時保護」に関する明確な法的規定がなく、現場では手探りの状態で保護が行われています。

関係機関と連携した動物愛護センターによる速やかな保護、また、どのような改善が確認された場合に動物を返還するのか、改善されない場合の処遇——こうした手続きや基準を明確に定めた法整備が必要です。

3. 虐待者に命を戻さない

虐待を受けた動物を救い出しても、それで終わりではありません。

日本では、民法上、動物は所有権の対象となる「財産」とされています。そのため、虐待が認められ、一時的に保護しても、飼い主に所有権を主張されれば、再び返還せざるを得ません。

しかし、所有権は絶対ではなく、公共の利益のため法律で一定の制限を設けることができます。動物の命と福祉を最優先に考え、虐待や重大な飼育放棄を行った飼い主には、動物を返還しない制度が必要です。

動物たちの未来を変えるのは私たち

動物を守るには、法律や制度の整備だけでなく、一人ひとりが動物福祉を正しく理解し、命を尊重する意識を持つことが大切です。また、多頭飼育問題などの異変を早期に発見するためには、ご近所同士の情報共有と共に、関係機関による飼い主への支援、動物の飼育環境や、周辺の生活環境の改善などの取り組みが重要です。

一人ひとりの責任ある行動の積み重ねが命を守り、社会全体の意識と行動を変えることが、動物虐待を防ぎ、動物たちの未来を守る大きな一歩となります。



杉本 彩

公益財団法人動物環境・福祉協会

Eva 代表理事、俳優

動物にも感情と心があります。私たちと同じように、喜びや悲しみや寂しさを感じます。社会の中で、一番弱い立場の動物の命を尊び、その気持ちを思いやることのできる社会は、人にも優しい社会です。人と動物が共に幸せに生きることが出来る、心豊かで平和な社会の実現を全力で目指します。

請願署名に
ご協力ください



ポスターの
お申込み

